



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第103回 パンデミック後の市民的自由を守れるか

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63 期)

2020年4月17日現在、新型コロナウイルス(Covid-19)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こしている。日本でも4月7日夜、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく緊急事態宣言が発出され、「不要不急の外出に対する自粛要請」が続いている。

この自粛要請のため多くの市民の収入が激減しているが、この損失に対する補助金(支給金・協力金)ないし損失補償(憲法29条3項)給付が現時点でも実施されていない。このため、生活の必要の為にやむを得ず出勤や営業を続ける市民も少なくない。

諸外国では、罰則付きの外出禁止命令や営業停止命令が出される例*1が相次ぎ、また、携帯電話のGPS情報を用いた感染者情報の取得と監視・公開を行う例*2もある。それらの措置により感染者増加が減速したとみられる国や地域もある*3ことから、我が国でも十分な補償と引換えの強制措置を求める市民が少なくない。一部では、非常事態条項を含む憲法改正につなげようとする声もある。

しかし、強制措置を求める主張は「強制でないため補償はできない」という誤った前提に流されたものである。自粛に対する損失補償・補助金の支出は憲法

上可能であり、むしろ要請ですらある。まず生活に必要な金銭の先払い*4により市民の自発的協力を促し、なお市民の協力が得られず感染拡大が続く場合に限り、強制力の議論をする前提が整うであろう。

また、非常事態を理由に、自由の制限や監視機能の強化を政府に認めることの危険は歴史が教える通りである。非常事態に政府が国民のプライバシー情報(GPS履歴情報*5)を利用した後、その際の利便性を立法事実として平時にも活用可能とされる恐れがある。

勿論、市民多数の生命身体に危険が及ぶ非常事態に、自由の制限が一定程度必要となることはやむを得ず、日本国憲法も「公共の福祉」*6のための必要最小限の人権制約を認めている。現状の新型コロナ特措法や感染症予防法以上の強制処分についても、それが市民の権利を保護するために真に必要な不可欠であれば、憲法自体に緊急事態条項を設けるまでもなく、憲法が許容する立法で対応可能であろう*7。

パンデミック後の新たな時代を、安全と自由のトレードオフにするのではなく、安全と自由の両立とすることはできないか、市民の皆さんと共に考え続けたい。

*1：中国武漢市、欧州各国、ロシア、米国CA州、NY州など。

*2：中国、ロシア、韓国など。但し韓国は対象者の同意を前提としている。

*3：中国、台湾、韓国、ドイツ、米CA州など。本稿作成時点ではまだ予断を許さない。

*4：4月16日、一律10万円の支給が発表された。5月1日、居住者に「特別定額給付金」、中小事業者に「持続化給付金」の申請受付が始まった。

*5：「GPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして…強制の処分に当たる」(2017年3月15日最高裁大法廷判決)

*6：経済的自由権に対する規制目的「積極消極二分論」を形式的に当てはめるだけの議論をするのは適切でないと思われる。また、損失補償の要否については、規制目的も重要な考慮要素の1つとなると思われる。

*7：思想信条の自由等は制限できず、検閲も許容されない。他方、感染症対策の緊急事態に於いては、あらゆる情報を収集し、いかなる措置が必要かを十分に吟味する時間はなく、行為時点では過早で過剰な措置こそ結果的に適切になるジレンマがあるように思われる。